

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 20 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

施設型給付等の支払いの円滑な実施について（依頼）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付等（私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。）の支払いについては、平成 27 年 4 月 9 日付け事務連絡「施設型給付等の支払いについて（依頼）」（以下「4 月 9 日付け事務連絡」という。）においてその留意事項をお知らせしたところですが、一部の施設・事業者からは未だに、施設型給付等が本来支払われるべき額に不足していること等から、夏季賞与を含めた職員給与の支払いに支障が生じ、このままでは支給認定子どもに対する教育・保育の提供に影響を生じかねないなどの不安の声が寄せられているところ です。

つきましては、下記の点にご留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡について、貴管内市町村に周知していただき、実情を把握の上、適切な対応が図られるよう、指導・助言していただくようお願いいたします。

記

1. 4 月 9 日付け事務連絡で依頼したとおり、施設型給付等の支給については、法令上は毎月支給するものとされていることから、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要があること。また、支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮していただきたいこと。
2. 処遇改善等加算については、原則として都道府県知事が加算の認定を行うこととされているが、これについても 1. のとおりの取扱いとしていただきたいこと。このため、各都道府県において各施設・事業者ごとの暫定的な加算率の見通しを示す等の対応をしていただきたいこと。

問合せ先：

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
TEL:03-6257-3092、FAX:03-3581-0992